

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン
2022（令和4）年4月版からの主な改正内容

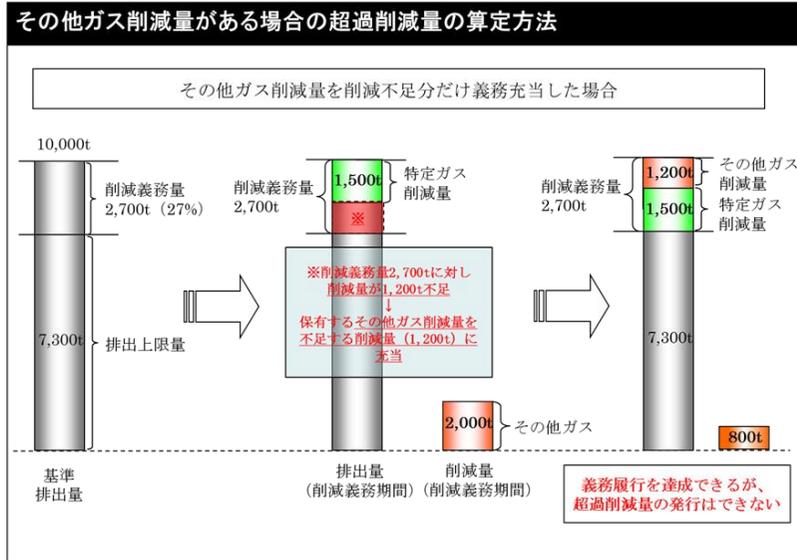
改正内容	改正理由
軽微な修正	<ul style="list-style-type: none">・より分かりやすいものとするための変更・追記・相談窓口に問合せのある事項を反映・時点の修正 等

主な改正内容の詳細は次ページ以降参照

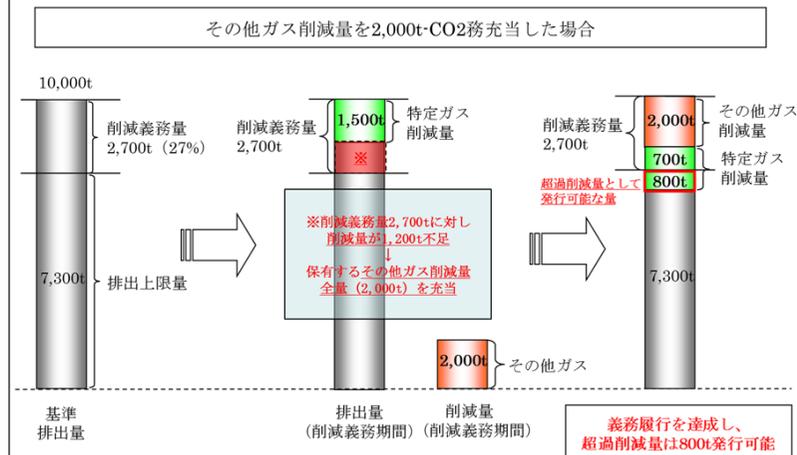
総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン新旧対照表（主な更新箇所）

頁	新規定	旧規定
表紙	2023 (令和 5)年 4 月	2022 (令和 4)年 4 月
11	<p>(3) 排出量取引に関するその他資料等 東京都の排出量取引に係るその他の資料等については、東京都環境局のホームページにて公開されている。 それぞれの資料のダウンロード先 URL は、次のとおりである。</p> <p>■ 東京都の排出量取引制度の概要 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/index.html</p> <p>■ 排出量取引入門 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/torihikinyuumon2022.pdf</p> <p>■ 排出量取引事例集 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/2022zireis.pdf</p>	<p>(3) 排出量取引に関するその他資料等 東京都の排出量取引に係るその他の資料等については、東京都環境局のホームページにて公開されている。 それぞれの資料のダウンロード先 URL は、次のとおりである。</p> <p>■ 東京都の排出量取引制度の概要 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/index.html</p> <p>■ 排出量取引入門 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/torihiki_nyumon_2021.pdf</p> <p>■ 排出量取引事例集 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/index.files/zentai.pdf</p>

図 2-1-6 その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法

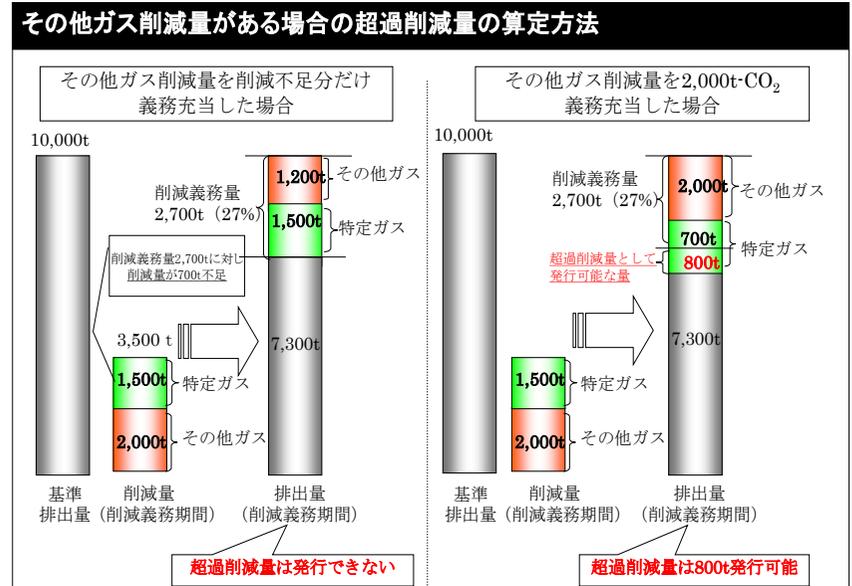


その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法



※その他ガス削減量が2,700t-CO₂、特定温室効果ガス削減量が1,500t-CO₂ある場合
 その他ガス削減量を全量義務充当しても、超過削減量が、特定温室効果ガスの削減量である1,500t-CO₂を超えることはない。

図 2-1-6 その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法



※その他ガス削減量が2,700t-CO₂、特定温室効果ガス削減量が1,500t-CO₂ある場合
 その他ガス削減量を全量義務充当しても、超過削減量が、特定温室効果ガスの削減量である1,500t-CO₂を超えることはない。

24	<p>イ 環境価値換算量 (省略)</p> <p>● 再エネクレジット（環境価値換算量）の申請者 次のとおり（下記用語の定義は再エネクレジット算定ガイドラインを参照）</p> <p>【環境価値換算量】 <u>太陽光、風力及び地熱による発電</u>、特定小水力発電、特定バイオマス発電の認定対象設備所有者</p>	<p>イ 環境価値換算量 (省略)</p> <p>● 再エネクレジット（環境価値換算量）の申請者 次のとおり（下記用語の定義は再エネクレジット算定ガイドラインを参照）</p> <p>【環境価値換算量】 太陽光発電等、特定小水力発電、特定バイオマス発電：認定対象設備所有者</p>
38	<p>オ 口座情報の参照</p> <p>削減量口座簿に記録される移転履歴などの情報は、当該情報が削減量口座簿に記録された日の属する削減計画期間に係る義務履行期限の日から起算して 10 年間が経過するまでの間、削減量口座簿の中に記録されている。各計画期間中に行った取引の記録は、表 2-2-4-2 のとおり計画期間の義務履行期限（計画期間終了の翌々年度の 9 月末日から起算して 10 年間が経過する日まで削減量口座簿に記録が残ることになる。</p>	<p>オ 口座情報の参照</p> <p>削減量口座簿に記録される移転履歴などの情報は、当該情報が削減量口座簿に記録された日から、当該記録のあった削減計画期間に係る義務履行期限の日から起算して 10 年間が経過するまでの間、削減量口座簿の中に記録されている。各計画期間中に行った取引の記録は、表 2-2-4-2 のとおり計画期間の義務履行期限（計画期間終了の翌々年度の 9 月末日から起算して 10 年間が経過する日まで削減量口座簿に記録が残ることになる。</p>
46	<p>ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照 (省略)</p> <p>● 参照できる指定管理口座の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号 ・ 口座名義人の氏名及び住所 ・ 口座の管理を行う部署等の名称及び連絡先 ・ 口座に記録されているクレジット等の種類、量、有効期限 ・ その口座に関する取引の履歴 ・ 口座管理者の氏名及び住所 ・ 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地 ・ 義務履行状況（排出実績と削減義務量から、どれだけの義務充当が必要かなどの情報） 	<p>ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照 (省略)</p> <p>● 参照できる指定管理口座の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号 ・ 口座名義人の氏名及び住所 ・ 口座の管理を行う部署等の名称及び連絡先 ・ 口座に記録されているクレジット等の種類、量、有効期限 ・ その口座に関する取引の履歴 ・ 口座管理者の氏名及び住所 ・ 指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地 ・ 義務履行状況（排出実績と削減義務量から、どれだけの義務充当が必要かなどの情報）

	<p>・<u>特定一般管理口座に関する情報（振替先として指定可能な一般管理口座の情報）</u></p> <p>⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～<u>39</u>ページ</p>			<p>⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～46ページ</p>	
50	<p>③ 変更状況の確認 (省略) ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～<u>30</u>ページ</p>			<p>③ 変更状況の確認 (省略) ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～35ページ</p>	
52	<p>④ 口座管理者の登録（登録抹消）の確認 (省略) ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～<u>30</u>ページ</p>			<p>④ 口座管理者の登録（登録抹消）の確認 (省略) ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～35ページ</p>	
56	表2-3-5 一般管理口座の開設に係る諸規定			表2-3-5 一般管理口座の開設に係る諸規定	
	オフセットクレジットの種類	一般管理口座を開設できる者		オフセットクレジットの種類	一般管理口座を開設できる者
	都内中小クレジット	①都内中小クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ②上記①の者から都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者		都内中小クレジット	①都内中小クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ②上記①の者から都内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者
	都外クレジット	①都外クレジットを算定する事業所の所有者 ②都外クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ③上記①又は②の者から都外クレジットの発行を受けることについて同意を得た者		都外クレジット	①都外クレジットを算定する事業所の所有者 ②都外クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ③上記①又は②の者から都外クレジットの発行を受けることについて同意を得た者
再エネクレジット	環境価値換算量	①東京都の再生可能エネルギーに係る設備認定を受けた設備の所有者	再エネクレジット	環境価値換算量	①東京都の再生可能エネルギーに係る設備認定を受けた設備の所有者

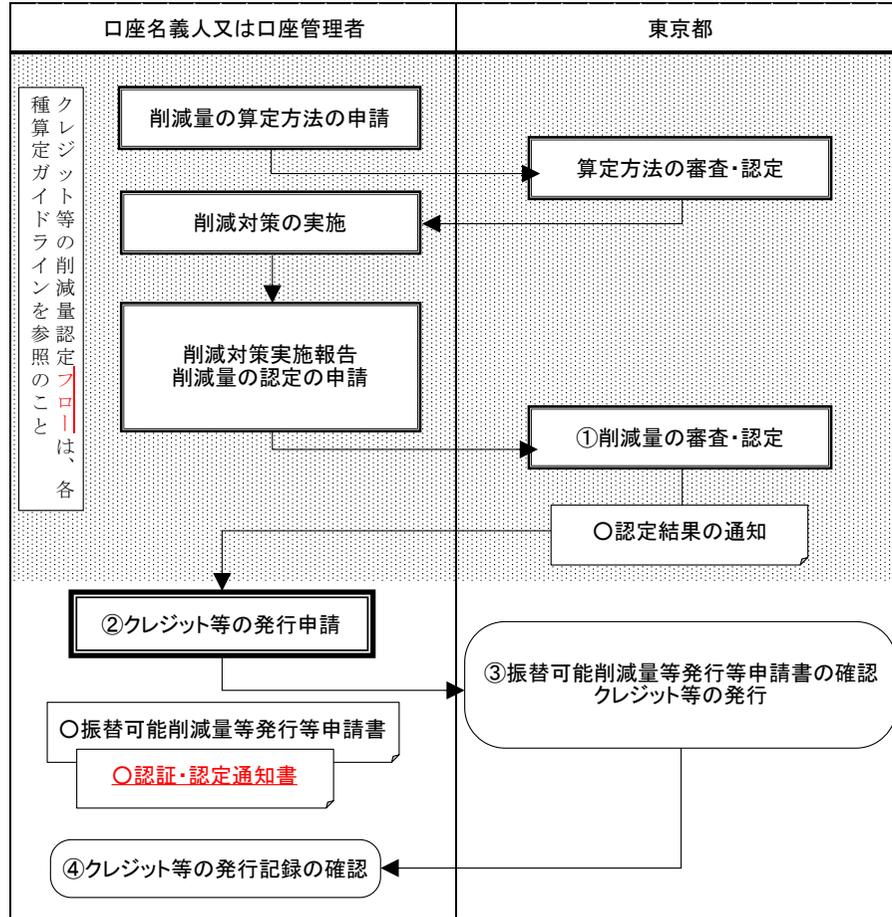
		②当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 ③上記①の者から再エネクレジットの発行を受けることについて同意を得た者			②当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 ③上記①の者から再エネクレジットの発行を受けることについて同意を得た者
	その他削減量	グリーンエネルギー証書等を再エネクレジットとして発行を受ける特定地球温暖化対策事業者	グリーンエネルギー証書	グリーンエネルギー証書を再エネクレジットとして発行を受ける特定地球温暖化対策事業者	
			RPS 法の新エネルギー等電気相当量	RPS 法の新エネルギー等電気相当量の保有者	

57	表 2-3-5 一般管理口座の開設に係る諸規定			表 2-3-5 一般管理口座の開設に係る諸規定		
	書類の種類	提出者	添付の内容	書類の種類	提出者	添付の内容
	印鑑証明書	全員※	① 排出量取引に係る申請又は届出を初めて行う場合 印鑑証明書（ <u>原本</u> ）を添付 ② 排出量取引に係る申請又は届出が <u>2回目以降</u> の場合 印鑑証明書（ <u>コピー可</u> ）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、 <u>最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）</u> を添付すること ③ 地球温暖化対策事業所に関連した各種申請又は届出の際に提出した印鑑証明書が最新のものでない場合 <u>印鑑証明書（原本）</u> を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更が	印鑑証明書	全員※	① 排出量取引に係る申請又は届出を初めて行う場合 印鑑証明書（ <u>原本</u> ）を添付 ② 排出量取引に係る申請又は届出が <u>2回目以降</u> の場合 印鑑証明書（ <u>コピー可</u> ）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、 <u>最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）</u> を添付すること ③ 地球温暖化対策事業所に関連した各種申請又は届出の際に提出した印鑑証明書が最新のものでない場合 印鑑証明書（コピー可）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から

			あった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること。				変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書(原本)を添付すること。
59	ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照（省略） ● 参照できる情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号 ・ 口座名義人の氏名及び住所 ・ 口座の管理を行う部署等の名称及び連絡先 ・ 口座に記録されているクレジットの種類、量、有効期限 ・ その口座に関する取引の履歴 <u>・ 振替先として指定可能な指定管理口座の情報（特定一般管理口座に関する情報）</u>			ウ 削減量口座簿（電子システム）を介した口座情報の参照（省略） ● 参照できる情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号 ・ 口座名義人の氏名及び住所 ・ 口座の管理を行う部署等の名称及び連絡先 ・ 口座に記録されているクレジットの種類、量、有効期限 ・ その口座に関する取引の履歴 			
74	表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）			表 2-3-11 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）			
	クレジット等	超過削減量		その他ガス削減量			
	発行方法	職権による発行	申請による発行	申請による発行			
	発行申請できる者		指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合は口座管理者も可	超過削減量と同じ			
	発行及び申請期限	削減義務期間を通算して、最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に発行が行われる。	削減義務期間の途中で発行可能量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球温暖化対策計画書提出期限の 11 月末日から当該年度の地球温暖化対策計画	認定された削減量の創出された削減計画期間の翌計画期間の整理期間末まで（認定された削減量の創出された削減計画期間の義務に充当する場合は、当該計画期間の整理期間末			
	発行及び申請期限	削減義務期間を通算して、最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に発行が行われる。	削減義務期間の途中で発行可能量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。この場合、地球温暖化対策計画書提出期限の 11 月末日から当該年度の地球温暖化対策計画	認定された削減量の創出された削減計画期間の翌計画期間の整理期間末まで（認定された削減量の創出された削減計画期間の義務に充当する場合は、当該計画期間の整理期間末			

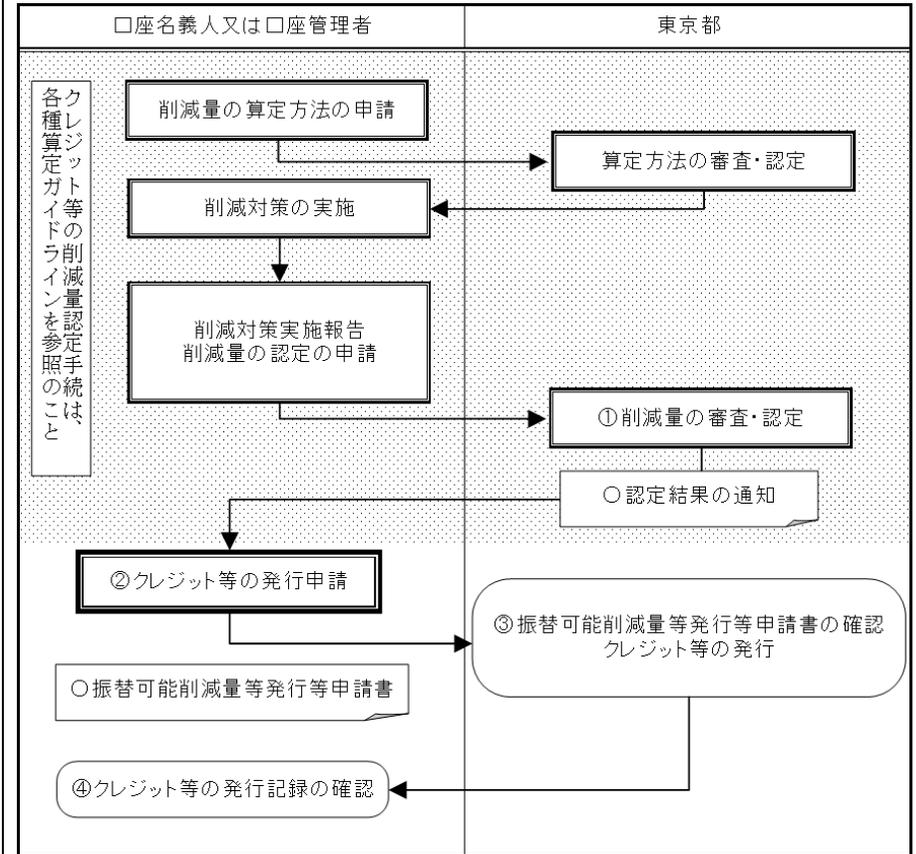
		書の審査終了までは申請を行うことはできない。また、指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出後から削減義務期間及び削減義務量変更通知書の受領までは、発行申請を行うことはできない。	まで) ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。			書の審査終了までは申請を行うことはできない。また、指定地球温暖化対策事業所廃止等届出書の提出後は、発行申請を行うことはできない。	まで) ただし、東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。
発行可能量	削減した量(年度ごとに基準排出量の2分の1を上限とする。)のうち削減義務按分量を超えた量以下の量(複数回に分けて発行申請を行うことが可能)	認定されたその他ガス削減量以下の量(複数回に分けて発行申請を行うことが可能)	発行可能量	削減した量(年度ごとに基準排出量の2分の1を上限とする。)のうち削減義務按分量を超えた量以下の量(複数回に分けて発行申請を行うことが可能)	認定されたその他ガス削減量以下の量(複数回に分けて発行申請を行うことが可能)		
東京都の標準処理期間		振替可能削減量等発行等申請書を受領した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	東京都の標準処理期間		振替可能削減量等発行等申請書を受領した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内		
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について(別紙)※1 	必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について(別紙)※1 		
手数料	無料	無料	手数料	無料	無料		

図2-3-12 オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行手続の流れ



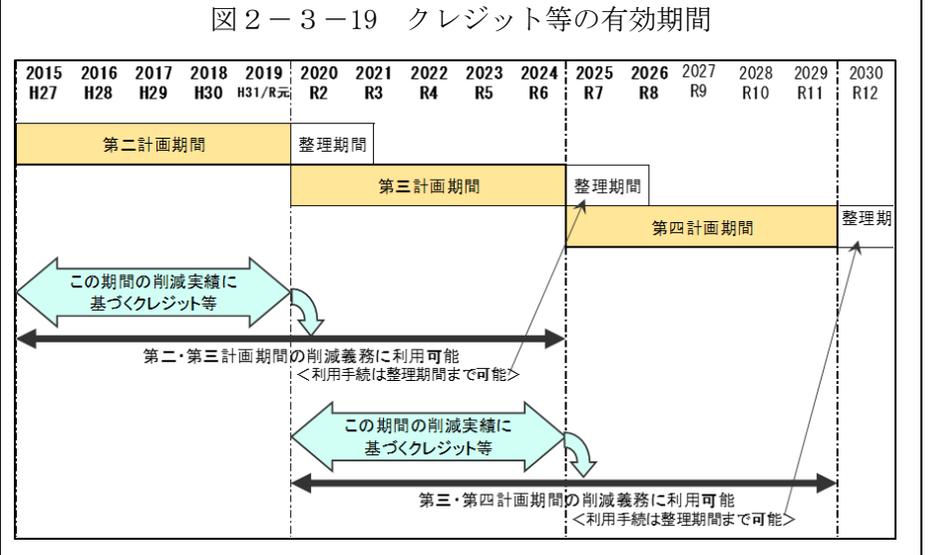
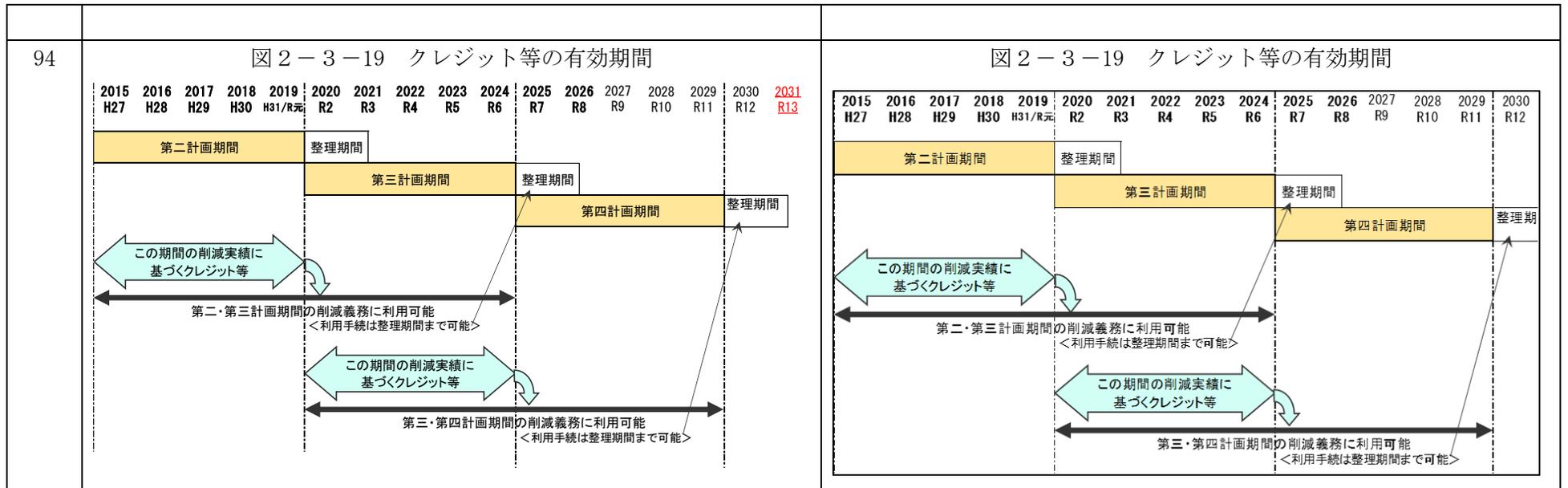
③ 振替可能削減量等発行等申請書の確認及びクレジット等の発行
 振替可能削減量等発行等申請書を受領後、内容を東京都で確認する。振替可能削減量等発行等申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジット等の発行記録を行う。再エネクレジットについて、現行の第三計画期間以降の発電量は再生可能エネルギーの種類によらず 1.0 倍分に算定するが、第二計画期間末までの太陽光、風力及び地熱による発電及び

図2-3-12 オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行手続の流れ



③ 振替可能削減量等発行等申請書の確認及びクレジット等の発行
 振替可能削減量等発行等申請書を受領後、内容を東京都で確認する。振替可能削減量等発行等申請書の内容に不備がなければ、東京都でクレジット等の発行記録を行う。再エネクレジットについて、現行の第三計画期間以降の発電量は再生可能エネルギーの種類によらず 1.0 倍分に算定するが、第二計画期間における太陽光発電等及び特定小水力による再

	<p>特定小水力発電による電力量は1.5倍分に算定する（詳細は再エネクレジット算定ガイドラインを参照のこと。）</p> <p>振替可能削減量については、一般管理口座に発行されたと同時に、取引が可能なクレジットとなり、一般管理口座の口座名義人に財産権が生じるため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人については同一の者が望ましい。このため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人の十分な確認を行う。</p>	<p>エネクレジットは1.5倍分に算定する（詳細は再エネクレジット算定ガイドラインを参照のこと。）</p> <p>振替可能削減量については、一般管理口座に発行されたと同時に、取引が可能なクレジットとなり、一般管理口座の口座名義人に財産権が生じるため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人については同一の者が望ましい。このため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人の十分な確認を行う。</p>
85	<p>6 埼玉県的一般管理口座との振替</p> <p>一般管理口座の開設者は、東京都と埼玉県とで相互利用可能なクレジットを、申請により東京都と埼玉県の一般管理口座間で相互に移転することができる。このことにより、埼玉連携クレジット（埼玉県の目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量・県内中小クレジット）を東京都の削減義務の履行に利用すること並びに超過削減量及び都内中小クレジットを埼玉県の目標設定型排出量取引制度における削減目標の達成に利用することが可能となる。ただし、東京都の超過削減量については、総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたものに限られる。また、埼玉県の超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限られる。</p> <p>なお、東京都と埼玉県の削減量口座簿は直接接続されていないため、両都県にそれぞれ申請を行う必要がある。</p>	<p>6 埼玉県的一般管理口座との振替</p> <p>一般管理口座の開設者は、東京都と埼玉県とで相互利用可能なクレジットを、申請により東京都と埼玉県の一般管理口座間で相互に移転することができる。このことにより、埼玉連携クレジットを東京都の削減義務の履行に利用すること並びに超過削減量及び都内中小クレジットを埼玉県の目標設定型排出量取引制度における削減目標の達成に利用することが可能となる。ただし、東京都の超過削減量については、総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたものに限られる。また、埼玉県の超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限られる。</p> <p>なお、東京都と埼玉県の削減量口座簿は直接接続されていないため、両都県にそれぞれ申請を行う必要がある。</p>



110 表2-4-1 東京都が公表する情報

情報	公開頻度	
①排出／遵守 状況等	事業所ごとの削減義務率、排出量、削減対策など	年1回
	全事業所の排出量の合計、遵守状況など	年1回
	事業所ごとの義務履行状況	整理期間中
②クレジット 等の発行	発行量に関する次の情報 ・クレジット等種類※1ごとの発行量 (t-CO2)	月1回程度
	発行先に関する次の情報※2 ・口座番号 ・指定地球温暖化対策事業所又は口座名義人の 名称	月1回程度
③クレジット 等の取引	取引量に関する次の情報 ・クレジット等種類※1ごとの移転件数及び移 転量 (t-CO2) ・管理口座種類※3ごと及び埼玉県への移転件	月1回程度

表2-4-1 東京都が公表する情報

情報	公開頻度	
①排出／遵守 状況等	事業所ごとの削減義務率、排出量、削減対策など	年1回
	全事業所の排出量の合計、遵守状況など	年1回
	事業所ごとの義務履行状況	整理期間中
②クレジット 等の発行	発行量に関する次の情報 ・クレジット等種類※1ごとの発行量 (t-CO2)	月1回程度
	発行先に関する次の情報※2 ・口座番号 ・指定地球温暖化対策事業所又は口座名義人の 名称	月1回程度
③クレジット 等の取引	取引量に関する次の情報 ・クレジット等種類※1ごとの移転件数及び移 転量 (t-CO2) ・管理口座種類※3ごと及び埼玉県への移転件	月1回程度

	数及び移転量 (t-CO2)			数及び移転量 (t-CO2)		
	取引価格に関する次の情報 ・東京都が供給したクレジットの取引価格 (円／t-CO2) ・移転申請時の申告価格 (円／t-CO2)	※4		取引価格に関する次の情報 ・東京都が供給したクレジットの取引価格 (円／t-CO2) ・移転申請時の申告価格 (円／t-CO2)	※4	
④クレジット等の量	削減量口座簿(無効化口座を除く)に記録されている次の情報 ・クレジット等種類※1ごとの合計量 (t-CO2) ・管理口座種類※3ごとの合計量 (t-CO2)	月1回程度		④クレジット等の量	削減量口座簿(無効化口座を除く)に記録されている次の情報 ・クレジット等種類※1ごとの合計量 (t-CO2) ・管理口座種類※3ごとの合計量 (t-CO2)	月1回程度
⑤口座開設者	口座開設者に関する次の情報 ・口座番号 ・指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(区市町村のみ)※5 ・口座管理者の名称及び所在地※5※6 ・口座名義人の名称及び所在地※6 ・振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先※7	月1回程度		⑤口座開設者	口座開設者に関する次の情報 ・口座番号 ・指定地球温暖化対策事業所の名称及び所在地(区市町村のみ)※5 ・口座管理者の名称及び所在地※5※6 ・口座名義人の名称及び所在地※6 ・振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先※7	口座開設の都度、公表
⑥見積受付登録事業者※8	見積受付登録事業者に関する次の情報 ・事業者の名称 ・取扱いクレジット種類※1 ・連絡先等、見積受付登録事業者が任意に登録した情報	削減量口座簿に登録の都度、公表		⑥見積受付登録事業者※8	見積受付登録事業者に関する次の情報 ・事業者の名称 ・取扱いクレジット種類※1 ・連絡先等、見積受付登録事業者が任意に登録した情報	削減量口座簿に登録の都度、公表
⑦クレジットの無効化	無効化口座に記録されている次の情報 ・クレジット等種類※9ごとの合計量 (t-CO2)	月1回程度		⑦クレジットの無効化	無効化口座に記録されている次の情報 ・クレジット等種類※9ごとの合計量 (t-CO2)	月1回程度
	無効化に関する次の情報 ・申請ごとの、無効化された時期並びにクレジット種類※9ごとの合計量 (t-CO2)、識別番号及び有効期限	月1回程度			無効化に関する次の情報 ・申請ごとの、無効化された時期並びにクレジット種類※9ごとの合計量 (t-CO2)、識別番号及び有効期限	月1回程度
	無効化の申請を行ったものに関する次の情報※	月1回程度			無効化の申請を行ったものに関する次の情報※	月1回程度

	<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座番号 ・口座名義人の名称 			<p>10</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座番号 ・口座名義人の名称 	
<p>※1 クレジット等種類とは、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」「再エネクレジット（その他削減量）」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」のクレジット及び「その他ガス削減量」をいう。</p> <p>※2 クレジット等の発行を受けた口座名義人が公表を希望しない場合は、公表しない。</p> <p>※3 管理口座種類とは、「指定管理口座」「一般管理口座」「他制度連携口座」「義務充当口座」「抹消口座」及び「無効化口座」をいう。</p> <p>※4 東京都が供給したクレジットの取引価格については、実施後に公表する。</p> <p>移転申請時の申告価格については、申請件数が少ない時点では、個々の申告価格が取引全体の価格を代表しているか判断しづらいという観点から、一定期間において一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し統計処理を行った上で公表を行うものとする。</p> <p>※5 指定管理口座のみ公表する。</p> <p>※6 個人については、公表を希望する場合のみ。</p> <p>※7 個人／法人にかかわらず、公表を希望しない場合は、公表しない。</p> <p>※8 クレジットの売買の見積りを行う者として、一般管理口座開設者のうち、事業者自らが削減量口座簿に登録した者をいう。</p> <p>※9 無効化が可能なクレジットである「超過削減量」、「都内中小クレジット」、「再エネクレジット（環境価値換算量）」及び「都外クレジット」をいう。</p> <p>※10 公表を希望しない場合は、公表しない。ただし、無効化の申請を行った者が環境価値の活用の際して、その帰属に関する情報の公表※11により自らの信頼性を高めたいという要望に応えるため、希望者に限り公表することとする。</p> <p>※11 環境価値を活用して行う事業の内容などの情報についても必要に応じて公表する。</p>			<p>※1 クレジット等種類とは、「超過削減量」「都内中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」「再エネクレジット（その他削減量）」「都外クレジット」「埼玉連携クレジット」のクレジット及び「その他ガス削減量」をいう。</p> <p>※2 クレジット等の発行を受けた口座名義人が公表を希望しない場合は、公表しない。</p> <p>※3 管理口座種類とは、「指定管理口座」「一般管理口座」「他制度連携口座」「義務充当口座」「抹消口座」及び「無効化口座」をいう。</p> <p>※4 東京都が供給したクレジットの取引価格については、実施後に公表する。</p> <p>移転申請時の申告価格については、申請件数が少ない時点では、個々の申告価格が取引全体の価格を代表しているか判断しづらいという観点から、一定期間において一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し統計処理を行った上で公表を行うものとする。</p> <p>※5 指定管理口座のみ公表する。</p> <p>※6 個人については、公表を希望しない場合は、公表しない。</p> <p>※7 個人／法人にかかわらず、公表を希望しない場合は、公表しない。</p> <p>※8 クレジットの売買の見積りを行う者として、一般管理口座開設者のうち、事業者自らが削減量口座簿に登録した者をいう。</p> <p>※9 無効化が可能なクレジットである「超過削減量」、「都内中小クレジット」、「再エネクレジット（環境価値換算量）」及び「都外クレジット」をいう。</p> <p>※10 公表を希望しない場合は、公表しない。ただし、無効化の申請を行った者が環境価値の活用の際して、その帰属に関する情報の公表※11により自らの信頼性を高めたいという要望に応えるため、希望者に限り公表することとする。</p> <p>※11 環境価値を活用して行う事業の内容などの情報についても必要に応じて公表する。</p>		

第1号様式 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

第1号様式（総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン）

令和 年 月 日

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

住所

氏名

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量の認定(認証)番号※1	公表希望の有無（いずれか一つに○をつけてください。）		
		口座番号名称※2	振替可能削減量等の種類	振替可能削減量等の発行の量
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない

※1 超過削減量及びその他ガス削減量については記入不要
 ※2 指定管理口座の場合は事業所の名称、一般管理口座の場合は口座名義人の名称を公表

第1号様式 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

第1号様式（総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン）

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

年 月 日

住所
氏名

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

私は、振替可能削減量等の無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。

記

口座番号	振替可能削減量の認定(認証)番号※1	公表希望の有無（いずれか一つに○をつけてください。）		
		口座番号名称※2	振替可能削減量等の種類	振替可能削減量等の発行の量
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない
		希望する	希望する	希望する
		希望しない	希望しない	希望しない

※1 超過削減量及びその他ガス削減量については記入不要
 ※2 指定管理口座の場合は事業所の名称、一般管理口座の場合は口座名義人の名称を公表
 （日本産業規格A列4番）

第2号様式 振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

第2号様式 (総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン)

振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化) に係る情報の公表等について

令和 年 月 日

住所
氏名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。

記

1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表

口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない

2 用途等に関する情報

用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット (イベントのオフセット) 2 カーボン・オフセット (製品のオフセット) 3 カーボン・オフセット (その他) 4 その他 ()
	【無効化の目的】

※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量 (t-CO₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。
 ※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。
 ※ 用途について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。
 ※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式 振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化)に係る情報の公表等について

第2号様式

振替可能削減量記録移転(クレジットの無効化) に係る情報の公表等について

年 月 日

住所
氏名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。

記

1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表

口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない

2 用途等に関する情報

用途についての公表	希望する・希望しない
	【用途】 1 カーボン・オフセット (イベントのオフセット) 2 カーボン・オフセット (製品のオフセット) 3 カーボン・オフセット (その他) 4 その他 ()
	【無効化の目的】

※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量 (t-CO₂)、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。
 ※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。
 ※ 用途について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。
 ※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。都からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。

(日本産業規格A列4番)